# 一般社団法人 グローカル政経総研

# 定　　款

# 一般社団法人グローカル政経総研　定款

## 第１章　総　　則

（名　称）
第１条　この法人は、一般社団法人グローカル政経総研と称する。

（事務所）
第２条 この法人は、主たる事務所を秋田市に置く。

## 第２章　目的及び事業

（目　的）
第３条　この法人は、政治経済文化等の分野に関するリサーチ活動を通して、分析、議論を行い、インターネットなどを通して、社会への情報を発信、政策提言を行うことにより、持続可能な社会や世界の人々の幸福と平和のために寄与することを目的とする。

（事　業）
第４条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
（１）政治経済文化等の分野に関するリサーチ活動
（２）政策に関する分析、議論、インターネットを通じての情報発信
（３）講演会、シンポジウムの企画、開催
（４）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第３章　社　員

（法人の構成員）
第５条　この法人は、この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

（社員の資格の取得）
第６条　この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込をし、代表理事の承認を受けなければならない。

（任意退社）
第７条　社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

（除　名）
第８条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。
（１）この定款その他の規則に違反したとき。
（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（３）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）
第９条　前２条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）総社員が同意したとき。
（２）当該社員が死亡し、又は解散したとき。

## 第４章　社員総会

（構　成）
第 10 条　社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権　限）
第 11 条　社員総会は、次の事項について決議する。
（1）社員の除名
（2）理事の選任又は解任
（3）理事の報酬等の額
（4）計算書類等の承認
（5）定款の変更
（6）解散及び残余財産の処分
（7）その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）
第 12 条　社員総会は、定時社員総会として毎年度２月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第13条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2　　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議　長）

第14条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

代表理事に事故があるときは、社員総会で議長を選出する。

（議決権）

第15条　社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

（決　議）

第16条　社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2　　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２ 以上に当たる多数をもって行う。

（１）社員の除名

（２）定款の変更

（３）解散

（４）その他法令で定められた事項

（議事録）

第 17 条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　　議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第５章　役　員

（役員の設置）

第18条　この法人に、理事２名以上７名以内を置く。

2　　理事のうち１名を代表理事とする。

3　　代表理事以外の理事から複数名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

第19条　理事は、社員総会の決議によって選任する。

2　代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第20条　理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

（役員の任期）

第21条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2　補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3　理事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第22条　理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

## 第6章　資産及び会計

（事業年度）

第23条　この法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。

（事業報告及び決算）

第24条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）貸借対照表

（3）損益計算書（正味財産増減計算書）

2　前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第７章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第25条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解　散）
第26条　この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第８章 公告の方法

（公告の方法）
第27条　この法人の公告は、官報に掲載してする。

# 履歴事項全部証明書

秋田県秋田市中通一丁目３番５号秋田キャッスルホテル３０５Ｂ
一般社団法人グローカル政経総研

| | |
|---|---|
| 会社法人等番号 | ４１００－０５－００６４６７ |
| 名　称 | 一般社団法人グローカル政経総研 |
| 主たる事務所 | 秋田県秋田市中通一丁目３番５号秋田キャッスルホテル３０５Ｂ |
| 法人の公告方法 | 官報に掲載してする。 |
| 法人成立の年月日 | 令和４年５月２日 |
| 目的等 | 目的<br>この法人は，政治経済文化等の分野に関するリサーチ活動を通して、分析、議論を行い、インターネットなどを通して、社会への情報を発信、政策提言を行うことにより、持続可能な社会や世界の人々の幸福と平和のために寄与することを目的とするとともに，その目的を達成するため，次の事業を行う。<br>（１）政治経済文化等の分野に関するリサーチ活動<br>（２）政策に関する分析、議論、インターネットを通じての情報発信<br>（３）講演会、シンポジウムの企画、開催<br>（４）その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |
| 役員に関する事項 | [redacted]<br>代表理事　佐藤幸徳 |
| | 理事　佐藤幸徳 |
| | 理事　榊純一 |
| | 理事　稗田浩雄 |
| | 理事　ラクソ美奈子 |
| | 理事　納家政嗣 |
| 登記記録に関する事項 | 設立<br>令和　４年　５月　２日登記 |

整理番号　ア２４４０８４　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。